

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel : 06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

☞ ホームステイの謝礼金と税金

Q：我が家では、ホームステイ実施機関を通じて、外国の青少年を1カ月程度滞在させることにしました。

ところで、謝礼金として1人1泊5千円が支給されるのですが、この謝礼金に税金はかかりますか。

A：謝礼金に税金はかかりません。

【解説】

国際友好親善を促進することを目的として各種の業務を実施している国際交流基金では、その業務の一つとして適切な人物を海外から招へいするとともに、招へいした外国人がホームステイを行う場合には、2泊3日以上滞在させた受入家庭に対して謝礼金を支給することにしています。

謝礼金の額は、1泊当たり5千円以内で、1家庭当たり1人が年間3カ月滞在する場合の額を限度としており、受入家庭が負担する食事代やその他の諸経費の一部に充てられます。

この謝礼金は、受入家庭の善意によって負担する諸経費の実費弁償的な性格を有していることや、1家庭当たり1人が年間3カ月滞在する場合の額を限度としているため支給額が多額にならないことから、あえて課税しないこととされています。

